

## 大善寺小学校父母教師会ホームページ管理・運用規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、大善寺小学校父母教師会（以下「本会」という。）のホームページ（以下「HP」という。）を適切かつ円滑に管理・運用するために必要な事項を定めるものとする。

### (HPの目的)

第2条 本会の活動内容の紹介や記録を公開し、会員や地域のみなさんからの理解を得る。

### (HPの管理・運営)

第3条 HPの管理・運営は本会の役員会（以下「役員会」という。）が行い、管理責任者は本会の会長とする。

2 管理責任者は、HPの管理・運営のため、ホームページ管理担当者（以下「HP担当者」という。）を置くことができる。

3 HPの更新は、原則として年1回（1月20日頃）を定期更新日とし、必要に応じて臨時更新できるものとする。

4 HPの更新は、本会の役員、運営委員会（以下「運営委員会」という。）委員（各委員会委員長）が提案できる。

5 前項の提案者は、原稿の電子ファイルをHP担当者に提出する。

6 HP担当者は、管理責任者に報告する。

7 管理責任者は、役員会及び運営委員会に更新内容を提案し、運営委員会の承認に基づいて、管理責任者がHPを更新する。

8 臨時更新のうち、次の各号に定める場合は、管理責任者及び校長の承認に基づいて、HPを緊急更新することができる。

(1) 掲載内容に誤りや第4条の配慮事項に抵触する不適切な内容があったとき。

(2) 掲載内容を緊急に変更する必要があるとき

### (掲載内容)

第4条 本会会員にとって必要な情報の伝達は、原則プリント配布によるものであることを十分認識し、第三者への公開によって会員の不利益を生じる恐れがあることに配慮する。

2 掲載に当たっては、人権の尊重、個人情報保護、著作権保護のほか法令遵守、公序良俗に配慮する。

### (権利の帰属)

第5条 HPの内容に関する権利（知的財産権）は本会に帰属する。

### (免責)

第6条 第4条に定める事項に配慮して作成するものの、誤解を生みやすい表現や誤植を含む可能性がある。その際に生じたいかなる損害も本会では責任を負わない。

### (規程の改訂)

第7条 本規程の改訂は、役員会での検討をふまえ、運営委員会の承認に基づいて実施する。

付則 本規程は平成29年12月14日より施行する。